

デジタル・アイデンティティの法人論的考察

谷口 展郎[†] 山室 雅司[†] 櫻井 紀彦[†]

デジタル・アイデンティティに法的能力を与える提案として、Burton Group の Bob Blakley らによる Limited Liability Persona(LLPersona)がある。本稿では、ネット社会における仮想アイデンティティであるデジタル・アイデンティティと既存社会における仮想アイデンティティである「法人」との類似点に改めて着目し、法人論の観点から LLPersona を見つめ直し、法人格を持つデジタル・アイデンティティの在るべき姿について考察する。

A Note on a Digital Identity as a Legal Person

Noburo Taniguchi[†] Masashi Yamamuro[†] Norihiko Sakurai[†]

In this digital era, digital identity is the key enabler for the people of a digital society. Recently, identity sphere's attention has gathered in a proposal from Burton Group named "Limited Liability Persona (LLPersona)." It is a legally effective digital identity with privacy consideration. In this paper, we focus on the similarity between a digital identity and a juridical person as a virtual identity. From this point of view, we analyze LLPersona to consider the way a legally effective digital identity should be.

1 はじめに

近年、Internetは普及・遍在化がますます進み、もはや私たちの生活に欠くことのできない基盤の一部となりつつある。特に最近では、SNSに代表されるような、個人と個人のつながりや個人のコミュニティへの参加を重視した、いわゆる“social web”型のサービスが盛んになってきている。これはInternetが今や「道具」というより(“social”という言葉からも示されるように)「社会」として、人々の生活の中に位置づけられるようになってきていることの一つの証ではないかと考えられる。将来的には、従来の物理空間における社会(以下「実社会」)の機能の多くがデジタル空間における社会(以下「デジタル社会」)でも実現されるようになり、人々はそこで社会生活の一部を営んでいくことになるだろう。

このようなデジタル社会の成立に欠かせないのが、デジタル社会における人格＝デジタル・アイデンティティである。例えば、オンライン・バンキング口座やブログなどデジタル社会における財産が自分のものであることを主張するには、デジタル・アイデンティティが必要である。また、デジタル社会でコミュニケーションや取引をする際、「誰と」コミュニケーションや取引を行うのが重要なファクターであることは言うまでもないが、そのためには相手のデジタル・アイデンティティが必要である。即ち、デジタル・アイデンティティは、デジタル社会において、他の誰かと「自分」(または「相手」)を識別する拠り所となるものである。

われわれは、デジタル社会におけるアイデンティティ

の在るべき姿として、DECIDE (DECentralized IDentity Escrow) という仕組みを提案している[1]。DECIDEでは、アイデンティティのレベルとして、1) 本人性 (Identity または Real Identity): 実社会における個人を特定、2) 仮名性 (Pseudonymity または Virtual Identity): デジタル社会における個人を特定、3) 匿名性 (Anonymity): 個人を特定しない、という3つを定義し、これらのレベルを暗号技術をベースに行き来することで、プライバシー保護と行動責任のバランスの取れた世界の構築を目指している。本稿でいうデジタル・アイデンティティは、上述のDECIDEの「仮名性(2番目のレベル)」に相当する。

この仮名性に近い概念として、われわれが最近注目しているのが、Burton Group の Blakley による Limited Liability Persona [2] (有限責任ペルソナ: 以下「LLPersona」)である。LLPersonaは、特にデジタル社会を意識して設計された、法的能力を持つアイデンティティである。現在オンライン上では、アルコールの購入に際して法律が求める年齢証明を受ける手だけではなく、また身元(=実社会のアイデンティティ)を明かすことなく法的に有効な契約(たとえそれが単純な商品売買であっても)を結ぶこともできない。LLPersonaは、デジタル・アイデンティティを法的に登録することで、プライバシーや個人財産の保全を図りながら、上述のような問題を解決するための手段として提案されている。

他方、法律の世界を振り返ってみると、そこには法的な仮想人格として既に「法人」という概念が存在している。法人は、既に一世紀以上にわたる歴史を持ち、多くの議論にさらされた上で現在に至っている。従って、ディ

[†] 日本電信電話株式会社 NTT サイバースペース研究所

[†] NTT Cyber Space Laboratories

Nippon Telegraph and Telephone Corporation

¹ 原著者らは「LLP」と略しているが、彼ら自身も指摘しているように、LLPは法的組織の一形態である Limited Liability Partnership (日本の法律では「有限責任事業組合」の略称と同じであるため、本稿では「LLPersona」と表現する

デジタル・アイデンティティのような新たな仮想人格の在り方を考える上でも、法人に関する議論の歴史に学ぶところは大きいと思われる。

本稿では、LLPersonaをベースに、法学における法人論を参照しながら、広くデジタル・アイデンティティの在り方について述べていく。本稿の構成は以下の通りである：第2節では、LLPersonaの概念を紹介する；第3節では、法人論における法人の概念を簡単に説明するとともに、過去から現在にわたる主な論点を紹介する。第4節では、法人論的立場からLLPersonaを検証する。最後に第5節で以上の議論を整理して、まとめを行う。

2 LLPersona(有限責任ペルソナ)概要

2.1 Burton Group による説明の概要

[2]では、LLPersonaは、「名前を持つ法的存在 (a legal entity with name)」であり、以下のような性質を持つとされている。

1. Created by an action of a court
2. Owned by one or more individuals
3. With its own resources distinct from those of its owners
4. In which owners can invest new resources
5. With its own "identity attributes" distinct from those of its owners
6. Whose actions are legally distinct from those of the owners
(though the owners may be held accountable for those actions)
7. Whose resources may be transferred to its owners
8. Which can be sold by the owners to new owners
9. Whose existence can be terminated by its owners

1. 法廷のアクションによって作成される
2. 1人以上の個人によって所有されている
3. 所有者のものとは区別されるそれ自身の資源を持ち
4. その中に所有者は新しい資源を投資できる
5. 所有者のものとは区別されるそれ自身の「アイデンティティ属性」を持ち
6. そのアクションは所有者のものとは法的に区別される
(但し所有者がそれらのアクションに対し責任を負うよう保たれるかもしれない)
7. その資源は所有者に移されるかもしれない
8. それは所有者によって新しい所有者に販売されることも可能である
9. その存在は所有者によって終わらせることができる
(訳は本稿筆者らによる)

そしてこのような存在にどのような利点があるかを示すために、次の2つのシナリオを例として挙げている。

一つ目のシナリオは、Internetを介したワインの購入である。ワイン販売業者は、購入者の年齢(米国では21歳

以上)を確認できなければワインを売ることができない。本人に尋ねるだけでは、真実を言っているかどうかわからない。運転免許証の発行機関は、その種のサービスを提供していない。結局、(誰かがオンライン年齢確認サービスを始めるまでは)配送業者のドライバーに任せることが、ほとんど唯一の解決策である。

この状況が、LLPersonaによってどう変わるのか。購入者は、法廷にLLP作成を申請する。法廷は、申請者が21歳以上であることを確認するために、運転免許証や出生証明書の提出を求める。また、それらの書類に起債されている人物と申請者が同一であることを確認するために、出廷を要求するかもしれない。しかし、ひとたび「21歳以上」属性を持つLLPersonaが作成されれば、どのオンライン酒類販売業者も、そのLLPersonaとは安心して酒類の取引ができるようになる。

二つ目のシナリオは、個人口座を明かさないオンライン取引である。Internetで個人口座を明かすことは、窃盗や詐欺に遭うリスクの大きさを考えると避けたい。そこで、法廷に出向いてLLPersonaを設立し、法廷の封印付きの「法定実施文書 (articles of embodiment)」を銀行に持ち込んで、LLPersona名義で、例えば2000ドルの口座を作る。これにより、2000ドルの融資限度を持つデジタル・アイデンティティが、LLPersona所有者に与えられる。これを使ってオンライン取引を行えば、仮にオンライン詐欺にあったとしても失うお金の上限は2000ドルであり、LLPersona所有者個人の口座の情報は一切Internet上で明かされない。

[2]ではこの考えをさらに広げて、お金以外のものためのLLPersonaもあり得るとしている。すなわち、個人情報の部分集合の「アカウント」—例えば、住所と年齢を持つが、名前や宗教的信仰、組合員資格、性的な好み、前科は持たないLLPersonaである。そして、これにより「オンライン人格と私の本当の自己の間に障壁を置き、責任と私のリスク負担の両方を制限する」ことが可能になると述べている。またこうしたLLPersonaは、営利企業に対して公開する個人情報を限定する一方、政府に対しては個人情報を秘密にしないが、企業から政府への個人情報開示からは(そもそも企業は個人情報を持っていないので)保護される、と述べている。

2.2 LLPersona の解釈

2.1節で示した2つのシナリオでは、LLPersonaは具体的に2つの機能—1つは「部分属性の保証」、もう1つは「上限付きの決済」を提供する。より抽象的には、この2つの機能はそれぞれ「アイデンティティ資源(identity resource)」および「金銭的資源(financial resource)」に対する外部からのアクセスを有限("Limited")に制限するものと解釈される。

まず、よりわかりやすい「金銭的資源(financial resource)」の方から見よう。シナリオで示されている機能は、一般的に株式会社などの法人における「有限責任(Limited Liability)」と概念的に同じものである。株式

会社の出資者である株主は、その会社の債務の大きさに関係なく、出資した額以下の金銭的責任しか負わない、というのが有限責任の概念である。

有限責任の概念が登場するまでは、法人への出資者は(出資割合に応じた)「無限責任」を負うものとされていた。例えば、資本金1億円の法人に1000万円を出資した人は、もしその法人が10億円の負債を抱えて倒産した場合は1億円を、100億円の負債を抱えて倒産した場合は10億円を、私財を投じて返済する義務を負う。この場合、倒産時の債務がいくらになるかわからない状況で無限責任を負うことは出資者のリスクが大きくなりすぎるため、特に新しい産業への投資が抑制されてしまうことにつながる。有限責任の導入は、法人とその出資者の財産を分離し、法人に対する出資者の責任を限定することで、投資への安心感を与えて投資活動を活性化させ、経済の発展に大きく寄与したといわれている。

LLPersonaも、LLPersona自身の銀行口座を持てるようにすることで、それを設置した人物が負う金銭的損害の上限を、LLPersonaの口座に入金した額に限定することができる。Internet上の取引は、通常の取引と比べてクラッカーなどによる攻撃というリスクが大きい。しかしLLPersonaを利用すれば、クラッカーらがアクセスできる金銭的資源はLLPersonaの口座にあるものに限定され、設置者個人の財産には及ばない。これによりInternet上で取引を安心して行えるようになり、ネット経済の発展につながるというのが原著者らの期待であろう。

次に「アイデンティティ資源」へのアクセスの限定について見る。以下では、[2]の「アイデンティティ資源(identity resource)」が個人属性情報を指すものとする²⁾。

通常、年齢などの個人属性が正しいかどうかを確認するには、最終的にその個人の身元を知る必要がある。しかし、ひとたび身元が知られてしまうと、その個人に関するあらゆる情報を結びつけることが容易になり、個人情報への無制限な収集・利用への道が拓けてしまう。

部分属性保証機能は、個別の属性情報に(公的)保証を与えることで、デジタル社会での取引やコミュニケーションに必要な最低限の属性情報のみを相手に提供し、身元を知らせることなく取引やコミュニケーションを成立させることを可能にする。即ち、部分属性保証機能は、個人の身元と属性情報の直接的つながりを断つ³⁾＝身元と属性情報を分離する。

言い換えれば、LLPersonaの設置者は、商業組織やクラッカーの属性情報へのアクセスを、当該LLPersonaに投入した範囲(即ち、LLPersonaを設置した目的の範囲)に限定できるようになる。これがプライバシー侵害やアイデンティティ窃盗のリスクを限定につながり、デジタル社会における個人の活動の活性化につながるというのが、原著者らの主張と考えられる。

²⁾[2]では“identity resource”を明確に定義していない。

³⁾間接的關係は存在し続ける。

他方、この2つの機能を提供する一種の代償として、LLPersonaは法的登録を必要とする。デジタル社会の活動を活性化するためには、LLPersonaの設置者だけでなく、LLPersonaと取引やコミュニケーションを行う相手方の安全や安心も当然考えなくてはならない。法的登録の要求は、双方のバランスを取るために原著者らが考えた手段の一つと言える。

以上を、既存の(法的バックグラウンドを持たない)デジタル・アイデンティティとの比較という観点からみると、LLPersonaは以下のような特性を持つ。

(1) 法廷(もしくはこれに類する公的機関)への登録を必要とする: 既存のデジタル・アイデンティティのほとんどは、一部の国家ID的なものを除いて私的なものであり、公的機関への登録は基本的に不要である。

(2) 所有者のものは区別される固有の資源や属性を持つ: 例えばLLPersonaは、所有者とは別の銀行口座を持ち、オークションに参加することができる。オークションで得られた評価は所有者ではなくLLPersonaに属するので、当該LLPersonaが転売された場合、LLPersonaの購入者はその口座と評価を合法的にそのまま引き継いで利用できる。これに対して、既存のデジタル・アイデンティティは、通常、そのアイデンティティの所有者＝使用者と独立に、法的に有効な財産・資産を持つことはない。上述の例で言えば、オークションの評価を他者が引き継いで利用することは詐欺のような違法行為と見なされる可能性が高い。

まとめると、LLPersonaは、(1)の法的登録義務を課す代わりに、(2)のような法人の固有資産と法人の所有者の固有資産の分離を提供するものといえる。

(2)で提供されている分離はLLPersonaの所有者に安全・安心をもたらす一方で、それが(1)で法的に担保されていることにより、LLPersonaとやりとりをする人に安全・安心をもたらし、ネット社会での活動が活性化される仕組みと解することができる。

3 法人論

LLPersonaは、「法人」の概念をデジタル・アイデンティティに応用する試みである。法人は、その社会的位置づけについて、特に法学上さまざまな議論にさらされた歴史を持つ。法人もまた仮想アイデンティティの一種であることを考えあわせると、これら法人論には、単にLLPersonaにとどまらず、広くデジタル社会におけるデジタル・アイデンティティの在り方を考える上でも、学ぶところが大きいと思われる。本節では、法人論の歴史や主な論点のうち、主に仮想アイデンティティの在り方に関わりがありそうなものを簡単に紹介する。なお、本節の目的はあくまでデジタル・アイデンティティに関する議論の準備であり、法人論について詳細に議論することではないことを予め断っておく。またこの理由から、以下本稿における法人は、特に断らない限り社団型の法

人を指し、財団型の法人は含まないものとする。

「法人格」は、権利・義務の主体となりうる法的資格である[8]。法人制度が確立されるまで、法人格を持つのは自然人のみであるという考えが支配的であった。これに対し、18-19世紀にかけての近代国家成立・商業貿易発展に伴い、団体/組織体(特に会社組織)に、自然人とは独立に法人格を与える社会的要請が高まった。そこで、自然人以外で法律上権利・義務の主体となりうる存在＝法人を定義し、これに法人格を与えることになった[[4][5]。法人制度が確立されたのは、1900年のドイツ民法典が最初である[4]。

法人の存在意義は、(I)法人名義で取引/契約/訴訟などを行えるという法律上の便宜；(II)法人の財産と(法人を構成する)個人の財産の分離；であるとされている[5][8]。(I)は特に法的手続きの簡素化・迅速化に着目したものである。即ち、法人がなければ、団体/組織は法的手続きのたびに、全構成員の共有名義でこれを執り行わなければならないとなり、著しく不便である。(II)は団体/組織の財産に関する権利・義務の帰属点に着目したものである。即ち、(先に述べたように)構成員個人の法人に対する有限責任が認められることでリスクが明確化され、投資の活発化による法人活動の発展が期待される。また逆に、構成員個人の債務が法人に及ばないことも同様に保証されることで、法人が維持しやすくなる。これにより、法人と取引を行う者は、(法人構成員の財産状況を気にすることなく)法人だけを見て取引することが可能になる。これは「取引安全」(脚注:取引活動を迅速かつ円滑に行うための秩序[5])の向上に大きく寄与し、取引の活発化が期待できる。

このような利点を持つ法人ではあるが、特にその制度確立の過程では、「自然人のみが権利・義務の主体となりうる」という従来概念との関係において、その法的位置付けが「法人本質論」と呼ばれ、議論になった。法人本質論には、(a)法人擬制説；(b)法人否認説；(c)法人実在説；という三つの主要な学説がある[8][6]。

(a)の法人擬制説は、権利・義務の主体は本来的に自然人に限られ、法人は、団体/組織に自然人と同様の権利能力⁴を法律上擬制された、人為的・観念的存在だとする立場を取る[8][5][6]。団体/組織とそこに帰属する財産や利益が現実存在する以上、それらを扱えるようにするためには、団体/組織も法的主体となりうるよう、権利能力があるかのように法技術的に擬制する必要がある、という考えである。

(b)の法人否認説は、擬制説同様権利・義務の主体は本来的に自然人に限られるという立場から出発するが、法人は純粹に観念的存在であり、実質的な主体は法人の構成員であるという立場を取る[8][6]。(a)の法人擬制説が、団体/組織の実際は認めた上で、そこに権利能

力を擬制するのに対し、法人否認説では、団体/組織の存在そのものも否定する点が異なる。

(c)の法人実在説は、(a),(b)と異なり、法人は(自然人同様)法的主体となりうる実体を持つ社会的実在である、という立場を取る[8][5][6]。自然人だけでなく法人にも、もともと権利能力が備わっているという考えである。

日本では実在説が通説である。しかし、民法には(制定時は)擬制説に依拠していたのではないかと見られる規定も多く[6]⁶、また現在でもその考え方には一定の価値があると評価されている[5][8]。それゆえ近年は、個々の学説の当否を論じることにもはや意義はなく、それぞれの説から有用な要素を取り出して組み合わせれば良いという考えが主流である[5][8]。

その他、法人本質論以外の主な論点としては、「法人の権利能力(民)」「法人の不法行為(民)」「法人格否認の法理(民)」「法人の犯罪能力(刑)」がある。

「法人の権利能力」は、法人がどのような権利・義務の主体となりうるかを論じるものである。そもそも法人は肉体を持たないので、結婚や年齢に関係する権利・義務は担えないし、また精神を持たないので、例えば精神的苦痛に対する慰謝料は請求できない[3][8]⁷。

一方また法人は、自然に存在するものではなく人為的に作られる存在である。法は、作られる以上、そこに何らかの目的があることを前提にしている。民法43条は、法人の権利能力を法人設立の目的(通常は定款に記載)に定める範囲内と規定している。この解釈を巡っては、字義通りに明示的な目的以外のことは行えないとする厳格な立場から、間接的にでも何らかの形でその目的に寄与するのであれば行い得るとする緩やかな立場まで、さまざまな説が示されている[3][5][6][7][8]。基本的には、特に営利法人については、より緩やかに解釈する方向で判例が積み重ねられている[6][8]。

「法人の不法行為」は、しばしば上述の法人の権利能力との関係で論じられる。即ち、法人がもし定款に書かれた権利能力しか持たないのであれば、そもそも不法行為自体を(定款に記載されていない限り)行うことはできず、従ってそれに付随する義務や責任を負うこともないはずである。しかし現実には法人は不法行為(例えば公害発生等)を行っているので、その責任を問えないのは著しくバランスを欠く。そこで民法では特に「法人の不法行為能力等」について民法44条で規定している。[5]

民法では、法人の構成要素として、「社員」(通常言う社員とは異なり、法人の構成員を指す；株式会社の株主に相当；ちなみに通常言う社員は、民法では「被用者」と呼ばれる)と「理事」(法人を代表して業務を執行する機関；株式会社の代表取締役位に相当)を挙げている。わかりや

⁶例えば民法43条は擬制説の立場から起草された[8]。

⁷ただし判例は、精神的苦痛以外の「無形の損害」については慰謝料を肯定した。これにより現実の事例でもほとんど慰謝料請求が伴うようになっている[3]。

⁴肉体を持ち、生きている個人としての人間[8]。

⁵権利・義務の主体となる能力[8]。

すく言い換えると、社員は法人の所有者、理事は法人の行為の実行者と考えてもいいかもしれない。

民法44条では、理事が法人の職務を行った際に生じた損害については法人が賠償責任を負うこと、及び、法人の目的(定款記載事項)の範囲を超える行為で生じた損害についてはそれに賛成した理事・社員が賠償責任を負うことを定めている。この解釈についても諸説あるが、本稿では立ち入らない。法人の不法行為に関する民法の条項としては他に、民法715条被用者が職務を行った際に生じた損害の賠償責任(使用者責任)、並びに、民法709条一般的な不法行為による損害賠償責任がある。民法709条を法人に適用するケースは公害訴訟などで多く見られ、企業の不法行為責任を、理事など機関との関係に立ち入らずに、法人一体の責任(企業責任)として問うものである[5][6][8]。

「法人格否認の法理」は、債務逃れや財産隠しなどの悪質な目的で法人が利用された場合に、その法人の法人格を否認し、背後にいる社会的実体(=個人)の責任を問う法理である[6][7][8]。この場合の“否認”は通常、法人と個人の財産の分離を認めないことを意味するため、「有限責任の否認」と呼ぶ方が適切との意見もある[4]。日本では、法人格否認法理の適用が認められるのは、(i)法人形式の濫用;(ii)法人格の形骸化;のどちらかの要件が成立している場合とされている[6][8][11][12]。

これまで紹介してきた論点は全て民法領域のものであった。これに対し最後に紹介する「法人の犯罪能力」は唯一刑法領域の論点である。刑法領域では、犯罪の主体は法文上「者」と表記されていて、通常は自然人を意味する[9][10]。法人が犯罪の主体となりうるのは、法文にそれを処罰する規定がある場合のみである[9]。従って刑法領域では(民法領域と異なり)未だ自然人を前提とする考えが主流と考えられる。実際、民法領域の基本法である民法には「法人」の定義と関連条項に一章が費やされているのに対し、刑法領域の基本法である刑法には「法人」という単語さえ全く現れない。

刑法が法人にある意味“冷淡”なのは、刑法の目的が公秩序を守ることであり、そのために生命刑(生命を奪う刑罰=死刑)・自由刑(自由を奪う刑罰=懲役・禁固等)などを課すことを認めるものであるためと考えられる。すなわち、公権力によって基本的な人権を制限するのだから、責任主義⁸に厳格に沿った運用が求められるのに対し、(ア)法人には精神がないので、責任主義に必要な「故意」「過失」を厳密に捉え難い;(イ)法人には肉體がないので、生命刑や身体刑は課すことができない⁹;などの理由によるのではないかと考えられる。

このような状況のもと、法人の犯罪能力については、既に存在し、判例でも認められている「両罰規

定」¹⁰との関係で語られることが多い[9][10]。学説は、法的に有効な法人処罰規定が存在することを認めた上で、「肯定説」「否定説」に分かれる。否定説は、旧来通り法人には犯罪能力がないとし、両罰規定については、法人の受罰能力を示すだけとする[9]。肯定説は、法人の機関の意思を法人の意思とみなすことで犯罪能力を説明する(通説)[10]。

4 LLPersona の法人論的分析

LLPersonaは、法的登録義務を課す点で民法33条の法人法定主義(法人は法律の規定によらなければ成立しないとす原理[5])と整合している。また民法領域に属する会社法では既に一人会社(いちにんがいしゃ:社員=所有者が一人しかいない会社;例えば100%子会社)は認められている[11][12]ため、LLPersonaが本来の意味での社団性を欠いていることも特に問題ない。これらの点については論争がなかったため第3節では取り上げなかったが、法人の性質を考える上では重要である。

他方、LLPersonaを第3節で示した論点から見てみると、いくつか課題があることがわかる。具体的には、以下に示す通りである。

(A) 所有者と行為者

法人では、所有者と行為者は役割上分かれていた。他方、LLPersonaでは、所有者と行為者は通常同一人物と考えるのが妥当だろう。もちろん法人でもこの2つの役割を同一人物が兼ねても問題はない。但し法人においては、行為者(=理事)は氏名・住所の登記が求められる民法46条。これは法人と取引を行う他者の安全が目的である。一方LLPersonaでは、所有者と行為者は同じなので、行為者の実名等が明かされるとメリットは失われてしまう。この点について、既存法制度との整合性や、LLPersonaの所有者=行為者と取引相手の利害のバランスをどう取るかは、LLPersonaの成否に大きく関わる問題であろう。本稿では、プライバシー保護の観点から行為者の実名等は明かさず、その代わりLLPersonaの所有者は、実際の行為者が誰であっても、対外的には行為者としての責任を負うことを提案する。LLPersonaの法的登録から追跡可能な人物が所有者だけである以上、行為者責任も所有者が負うよう求めることは、外部との利害バランスからも妥当だろう。

(B) 財産の分離

[2]では、LLPersonaの財産から所有者の財産が分離されていることは述べられた。しかしその逆、即ち所有者の財産からLLPersonaの財産が分離されているかどうかについては明示していない。例えば所有者が破産した場合、所有者の債権者とLLPersonaの債権者のどちらがLLPersonaの財産に対して優先権を持っているかは重

⁸行為者に責任がある場合のみ処罰されるとする原理[9]。

⁹財産刑(財産を奪う刑罰=罰金等)は課すことが可能。

¹⁰犯罪の実際の行為者と、その使用者としての法人の両方を処罰する規定。

要な問題である。本稿では、法人同様所有者からLLPersonaの財産も分離されることを明示するよう提案する。但し濫用/形骸化などが見られる悪質なケースにおいては、法人同様LLPersonaにも法人格否認の法理が適用されるものとする。

(C) アイデンティティ資産の分離・譲渡

(B)とも関連するが、例えば年齢証明付きのLLPersonaでは、「年齢」はLLPersonaの独立したアイデンティティ資産ではなく、所有者から「貸与」されているに過ぎない。従って、LLPersonaを譲渡する場合、「年齢」など本来所有者に帰属するアイデンティティ資産は譲渡されてはならない。法人の場合、基本的には民法上の権利＝財産権だけが譲渡の対象になることは明白である。しかしLLPersonaの場合、どこまでが譲渡可能で、どこからが譲渡不可能なのかという線引きがはっきりしていない。本稿では、デジタル・アイデンティティの特殊性を考え、LLPersona自体を譲渡不能とすることを提案する。たとえオークションサイトにおける評価のような一見譲渡可能なアイデンティティ資産であっても、譲渡によってそのLLPersonaを行使する人物が変わることは、(A)で行為者が明かされるのでない限り取引相手から見ると大きな問題である。実社会で言えば、会社の経営者が知らぬ間に変わっているようなものであり、そのような会社と取引しようという相手は少ないだろう。また複数人での所有も、アイデンティティ資産に関する一定の制約の下で例外的に認めるべきだろう。

(D) 不法行為/犯罪

[2]では全く触れられていないが、LLPersonaが詐欺や麻薬取引のような不法行為・犯罪を行うことは可能である。このとき、所有者＝行為者がどのような民事上/刑事上の責任を負うかは明確にしておくことが重要だろう。特に刑事責任については、罪刑法定主義から法の厳格な運用が求められ、またLLPersonaが自由刑のような重罰を逃れるために悪用される可能性があるため、予め犯罪構成要件や刑罰を明確にしておくことを提案する。実際、ねずみ講などの無限連鎖講詐欺では、主犯グループは法人を作っては潰し作っては潰しを繰り返して巧妙に責任を逃れていると言われており[13]、デジタル社会より歴史の長い実社会の法制度でも対応が後手に回っているのが実情である。この点については、刑法領域ではあまり聞かないが、刑事責任についてはLLPersonaに法人格否認の法理を適用することも一つの方法かもしれない。

5 まとめ

本稿では、新たなデジタル・アイデンティティの一つの形であるLLPersonaを法人論の観点から見つめ直すことで、その在り様についていくつかの提案を行った。

最後に、第4節で示した提案を踏まえて、法人格を持つデジタル・アイデンティティについて現時点で考

えるべき姿を以下にまとめる。

1. 公的登録によって作成される
2. 原則として1人の個人によって所有・行使される
3. 所有者＝行為者のものとは区別されるそれ自身の財産的資源を持ち
4. 所有者＝行為者は財産的資源を投資したり引き上げたりすることができる
但しその財産的資源の状況は外部から検証可能でなくてはならない
5. 所有者＝行為者に依存したアイデンティティ属性を持ち
6. そのアクションは所有者＝行為者のものと民事的には区別され刑事的には一体とされる
7. それは譲渡不能である
8. その存在は所有者＝行為者によって終らせることができる

今後は、このような法的デジタル・アイデンティティを支える技術について改めて考察するとともに、現在利用されているさまざまなデジタル・アイデンティティを今回の議論をベースに分析し、デジタル社会におけるアイデンティティの在り方についてより深く探っていきたいと考えている。

参考文献

- [1] Taniguchi, N. et. al.: DECIDE: a scheme for decentralized identity escrow, *Proc. of the 2005 workshop on Digital identity management (DIM 2005)*, pp.37-45 (2005).
- [2] Blakley, B.: Burton Group Identity Blog: The Limited Liability Persona, Burton Group Identity Blog (online), available from <http://identityblog.burtongroup.com/bgidsps/2006/11/the_limited_lia.html> (accessed 2007-12-27).
- [3] 和田真一: 民法における法人の権利-憲法学との対話-, 立命館大学人文科学研究紀要 No.84, pp.43-62 (2004).
- [4] 馬俊駒(著), 市川栄一(訳): 法人人格論, 横浜国際経済法学, Vol.14, No.3, pp.131-150 (2006).
- [5] 山本敬三: 民法講義 総則[第2版], 有斐閣 (2005).
- [6] 川井健: 民法概論1 (民法総則)[第3版], 有斐閣 (2005).
- [7] 中井美雄: 通説 民法総則 第2版, 三省堂 (2001).
- [8] 遠藤浩ほか編: 民法(1) 総則[第4版増補補訂3版], 有斐閣双書 (2004).
- [9] 山口厚: 刑法総論[第2版], 有斐閣 (2007).
- [10] 大谷實: 刑法講義総論[新版第2版], 成文堂 (2007).
- [11] 弥永真生: リーガルマインド 会社法[第11版], 有斐閣 (2007).
- [12] 前田庸: 会社法入門[第10版], 有斐閣 (2005).
- [13] さいたま地裁第1民事部平成18年7月19日解約金等返還請求事件(平成17(ワ)1645)判決, pp.8 (オンライン)入手先 <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=33528&hanreiKbn=03> (2006).